

2. 弊社の解除権

- ア. お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われなときは、弊社は旅行契約を解除する場合があります。このときは、本項(1)の①の規定する取消料と同額の返金をお支払いいたします。
- イ. 次の項目に該当する場合は、弊社が旅行契約を解除することがあります。
- お客様が弊社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがある認められたとき。
 - お客様が契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/17に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してかつ33日以内の前日より前日、その他期間以外に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してかつ33日以内の前日より前日旅行中のご通知となります。

- フ. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足により、弊社があらかじめ明示した旅行先地帯が成り立たないとき、あるいはそのおそれがあるとき。
- エ. 天災地震、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の弊社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。
- ハ. 上記の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航は是非を検討してください」以上の危険情報が出されたとき、(但し十分に安全措置を講ずることが可能な場合には)旅行を実施いたします。その場合のお取消料については、本項(1)の③の工に準じます。

- ウ. 弊社は本項(1)の②のAにより旅行契約を解除したときは、既に収めている旅行代金(あるいは申込金)から取消料を差し引いて払い戻します。また本項(1)の②のイにより旅行契約を解除したときは、既に収めている旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻します。

(2) 旅行開始後の解除

- お客様の解除の申し入れ
 - お客様の都合により途中で離断された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- 旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった部分に係る部分の取消料を解除することができます。
- ウ. 本項(2)の①の場合において、弊社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領額のうちごできなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が弊社の責任に係る事由による場合には、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

② 当社の解除の申し入れ

- ア. 旅行開始後であっても、弊社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。
- お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。
 - お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員など他の者による弊社の指示への違反、これらの者又は他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより旅行開始の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げられたとき。
 - 天災地震、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の弊社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
 - 上記の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航は是非を検討してください」以上の危険情報が発せられた旅行の継続が不可能となったとき。

イ. 解除の効果及び払い戻し

- 本項(2)の②のAに記載した事由が弊社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したときにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供を受けるため、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、弊社が旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けたい旅行サービスに係る部分の費用から弊社が当該旅行サービスを提供しに払い戻し又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。
- ウ. 本項(2)の②のA.ii. ci. により弊社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様の負担で出発地に戻らなければならない手続を行います。
- エ. 弊社は本項(2)の②のAの規定に基づいて旅行契約を解除したときは、弊社がお客様との間の契約関係は、将来に向けてのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する弊社の債務については、有効な弁済がなされたものと見なされます。

16. 旅行代金の払い戻しの時期

- 弊社は、第1項(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合又は「第15項の規定によりお客様もしくは弊社が旅行契約を解除した場合」において、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始日の解除による払い戻しあつては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始日の解除による払い戻しあつてはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻します。
- 本項(1)の規定は、第19項(弊社の責任)又は第21項(お客様の責任)で規定することにより、お客様又は弊社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

17. 弊社の指示

お客様は、旅行開始後から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくことは自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための弊社の指示に従っていただきます。

18. 添乗員

- 添乗員は同行いたします。
- 旅行先における現地係員(アドバイザーなど)が旅行を安全かつ円滑に実施するために必要な業務及びその他弊社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。
- 現地に於ける弊社の連絡先(最終旅行日程表)に明示いたします。

19. 弊社の責任

- 弊社は募集型企画旅行契約の履行にあつて、弊社又は弊社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に弊社に対して通知があった場合に限りです。
- お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、弊社は原則として本項(1)の責任を負いません。
 - 天災地震、戦乱、暴動又はこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - 運送・宿泊機関などの事故、火災により発生する損害
 - 運送・宿泊機関などのサービスの提供の中止又はこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - 自由行動中の事故
 - 食中毒
 - 盗難
 - 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
- 手荷物として生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間定にかかわらず損害発生の日から起算して21日以内に弊社に対して申し出られた場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額が如何にかかわらず弊社が旅行賠償額はお1人あたり最高15万円まで(弊社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。))といたします。

20. 特別補償

- 弊社は本項(1)の弊社の責任が生じしる場合を問わず、募集型企画旅行契約の履行において、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来的事故により、その生命、身体に被られた一定の損害に引き続いて死亡補償金(2500万円)・後遺障害補償金(2500万円)を上限とし、入院見舞金(4万円)・40万円)及び通院見舞金(2万円～10万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行にお客様1名あたり15万円を上限とします。を)を支払います。
- 本項(1)にかかわらず、弊社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が行われなかった日については、その旨パンフレットに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはなりません。
- お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病などのみ、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスライディング、ハングライダー・搭乗、軽乗重機(モーターハングライダー、マイクロライト機、コックピット機など)搭乗、ジェットコースター・乗客のこれらに関するアクロバティックな運動の事故によるものであるときは、弊社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

- 弊社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、バス券、免許証、査証、旅費証書、貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、各種アフィリエイトの権利に準ずるもの、コンピュータソフトなどの弊社約款に定められている補償対象外項目については、損害補償金を支払いません。
- 弊社は本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項より損害賠償義務を兼ねた責を負う場合であっても、一方の義務の履行されたときはその金額の限度において補償金支払い義務・損害賠償義務とも履行されたものと見なされます。

21. お客様の責任

- お客様が故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が弊社約款の規定を守らずにことにより弊社が損害を受けた場合は、弊社はお客様から損害の賠償を受ける権利を有します。
- お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、弊社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の履行について理解するよう努めなければなりません。
- お客様は、旅行開始後において、契約書に記載された旅行サービスについて円滑に受領するために、万が一契約書に規定する旅行サービスを提供できたと認められたときは、旅行開始後又は申込日より申し出なければなりません。
- お客様は、旅行中のお客様が、疾病、傷害などにより帰郷を要する状態にあると認められるときは、必要措置を講ずることがあります。この場合において、これが弊社の責任に係る事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を弊社が指定する期日までに弊社の指定する方法で支払わなければならないとします。

22. オプションツアー又は情報提供

- 弊社は募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料を収めて弊社が企画・実施する募集型企画旅行(以下「弊社オプションツアー」といいます。の第20項(特別補償)の適用については、弊社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。弊社オプションツアーは、パンフレットなど「企画書」弊社と明示します。
- 弊社オプションツアーの進行事業者が弊社以外の現地法人である旨をパンフレットで明示した場合は、弊社は、当該弊社オプションツアーに参加中に発生した第20項(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき損害賠償金は負担をしません。ただし、当該弊社オプションツアーの利用日及び募集型企画旅行の「無手配日」(但し、かつ、その旨パンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。))まで、当該弊社オプションツアーの進行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該進行事業者の定め及び現地法人に譲ります。
- 弊社は、パンフレットなどで「単なる情報提供として」可能なスポーツなどを記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツなどに参加中のお客様に発生した損害に対しては、弊社は第20項(特別補償)の適用をしません。ただし、当該弊社オプションツアーの利用日及び募集型企画旅行の「無手配日」(但し、かつ、その旨パンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。))が、それ以外の責任を負いません。

23. 旅程保証

- 弊社は、次表左欄に掲げる契約内容の変更が生じた場合(ただし、次表の①～③で規定する変更を除きます。))は、第7項で定める旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じて得た額を変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更により弊社が第19項(1)の規定に基づき発生する損害が明らか場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
 - 次に掲げる事由による変更の場合は、弊社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関などの座席・部屋などの諸設備の不足が発生したときには変更の場合は変更補償金を支払います。)
 - 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地震、火災、暴動、官公署の命令、欠航、不通、休業など運送・宿泊機関などの旅行サービス提供の中止、遅延、運送スケジュールの変更と当初の旅行計画に異なる変更
 - 第15項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除した部分に係る変更の場合、弊社は変更補償金を支払いません。
- 旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、弊社は変更補償金を支払いません。
- 本項(1)の規定にかかわらず、弊社がひとりの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める旅行代金に15%を乗じて得る額を上限とします。またひとりの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとり様につき1,000円未満であるときは、弊社は変更補償金を支払いません。
- 弊社はお客様の同意を得る前提として変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと対応の物品サービスの提供による変更補償を行うことがあります。

変更補償金額=1件につき下記の率×お支払い対象旅行代金

弊社が変更補償金を支払う変更	旅行開始の前日またはお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
① パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
② パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。))その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③ パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低いものへの変更(変更後等及び設備の料金の合計額がパンフレット又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを上回った場合に限り。))	1.0%	2.0%
④ パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ パンフレット又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地又は空港又は旅行終了した地空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥ パンフレット又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦ パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧ パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨ 上記①～⑧に掲げる変更のうち募集型オプションツアー又は確定書面のツアータイトルに記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1: パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それれの変更につき1件として取り扱います。

注2: ①に掲げる変更については、①～⑧の料率を適用せず、①の料率を適用します。

注3: ①については、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合は当該事項毎に1件として取り扱います。

注4: ⑦⑧に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。

注5: ③④に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取り扱います。

注6: ④運送機関の会社名の変更、⑦宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのもの変更に伴うものではありません。

注7: ④運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものの変更を伴う場合には適用しません。

24. 通信契約

弊社は、一般社団法人日本旅行業協会のカード又は弊社が提携するクレジットカード(以下「提携会社」といいます。の)の加盟店(以下「会員」といいます。))の加盟店(以下「加盟店」といいます。))に旅行代金や取消料などの支払いを受けること(以下「通信契約」といいます。))を条件に旅行のお申込みを受けられる場合があります。通信契約旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。

(受託旅行業者による当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行業者により異なります。))

- 本項の支払い「カード利用日」とは、会員及び弊社が旅行契約に基づく旅行代金などの支払い又は払戻金処理を行うべき日と見なします。
- 申込みの際、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」などを弊社に通知していただきます。
- 通信契約による旅行契約は、弊社が旅行契約の締結を承諾する旨を電話又は郵便で通知する場合には、弊社がその通知を受けた時に成立し、弊社がe-mailなどの電子承諾通知による方法により通知を受けたときは、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- お客様は提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「パンフレットに記載する金額の旅行代金」又は「第15項に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」(ただし、契約成立日より旅行開始の前日より起算してかつ33日以内)または「前日」(ただし、前日より起算してかつ33日以内)と見なします。
- 契約解除の申し出があつた場合、弊社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内(滅菌後)に返金いたします。
- 与信などの理由により会員のカード利用日を「前日」に差し引くことができな場合、弊社は通信契約を解除し、第15項(1)の①の取消料と同額の違約料を支払います。ただし、弊社が別途指定する期日までに現金による旅行代金の支払いをいただいた場合にはこの限りではありません。

25. 海外危険情報について

渡航先によっては、「外務省海外危険情報」など、国・地域の渡航に関する情報が発表されている場合があります。お申込の際に海外危険情報に関する書面をお渡しいたします。また、「外務省海外安全ホームページ: <https://www.anzen.go.jp/>」でもご確認ください。

26. 保険衛生について

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ: <https://www.forth.go.jp/>」で確認ください。

27. 海外旅行保険への加入について

ご旅行中、病氣、けがしした場合、多額の治療費、移送費がかかることがあります。また、事故の発生、加害者の賠償請求や賠償金の回収が収入大変動困難である場合があります。これを担保するべくお客様ご自身で全額のお海外旅行保険に加入されることをお勧めします。海外旅行保険については、お申込みの取扱店にお問い合わせください。

28. 個人情報の取扱い

- 弊社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様の連絡のために利用させていただきます(お申し込みをお申込みいただいた旅行先において旅行サービスの提供及びその他のサービスの受領のために手続に必要な範囲内で)利用させていただきます。その他、弊社、①弊社及び弊社の提携する企業やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービス等の提供履歴資料の作成、にお客様の個人情報を活用させていただきます。
 - 弊社は、弊社が保有するお客様の個人データの氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様の連絡先が必須となる最小限の範囲のものについて、弊社のグループ企業との間で共同して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、お客様の申込みの履歴、催し物のご案内のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用していただくことがあります。

29. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準とは旅行代金の基準日については、パンフレットに明示した日となります。この旅行条件は2024年5月1日を基準として見ます。又、旅行代金は2024年5月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

30. ご注意事項

- 旅行代金を銀行振込みにてお支払いの場合は、金融機関の発行する受領書をもって領収書に代えていただきます。
- 学校・研修期間中、特別な事情(外国人身体検査記録、健康診断書の審査など)を必要とする場合があります。詳しくは申込み店にお問合せください。
- 研修地での「宿泊先」が必要な場合は、別途申し添えます。ご希望の手配できない場合は、お客様のうちのお早めにお申込みください。この期間の滞在費・取扱い料金は、お客様の負担となります。
- 滞在先住所・連絡先電話番号は、出発前にお知らせいたしますが、部屋番号・同室の他の連絡先は、現地到着後、チャットにてご連絡いたします。
- 学校・滞在先都合により、一度決定された滞在先が、現地到着前もしくは到着後に変更になる場合があります。
- 各国の祝祭日は休校となります。
- 各国の祝祭日、各学校の定める休校日には、留学生宿舎・ゲストハウスの食堂・喫茶店などが閉鎖となり、ご利用できない場合があります。
- 滞在先でのバリエーション・自分の部屋の整理整備・掃除などは、お客様ご自身で行っていただくことになります。
- 中国、アジア諸国では、欧米など「NO SMOKING」の習慣が普及していますが、学校および滞在先の建物内を含め、喫煙場所を確認し、許可を得てから煙草を吸うようにしてください。
- 授業には必ず出席してください。研修中、無断であるは正当な理由無く授業を欠席したり、学校・滞在先の規則やルールに反する行為をしたために学校・滞在先から研修・滞在の継続を拒否された場合、直ちに当該国に帰国していただくことになります。研修期間中の研修費、滞在費の払い戻しはできません。また、帰国のための航空運賃等、新たに生じる一切の費用はお客様自身の負担となります。
- 学校の先生は、学校が認めた非常勤講師や大学院生などの学生がその任にあたる場合もあります。
- 研修中に緊急事態が発生した場合や、やむを得ぬ理由により帰国する必要が生じた場合には、必ず、学校に連絡ください。
- 言語研修のために取得した証書では教員(アルバノ)を含むはできません。
- 貴重品については、お客様自身で責任を持って管理してください。セーフティボックスに預けるか、スーツケースに入れ、鍵を掛けておくことをお勧めします。

31. その他

- お客様が個人的な案内・買物などは現地係員(アドバイザーなど)に依頼された場合にそのに伴う費用、お客様の回収、疾病など発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動に伴う諸費用が生じたときは、その費用はお客様に負担いたします。
- お客様の「便宜をはかるため土産物店などのご案内をする」という旨を、お買い物の際に申し、お客様の責任で購入していただきます。弊社は、商品の交換や返品のそのお手配はいたしません。免税払いがある場合は、ご購入品を必ず手荷物として用意いただき、その手続は、土産物店・空港などで確認のうえ、お客様ご自身で行ってください。ワンドゥー・手続や国内法に基づき日本への持込が禁止されている品物がご多量にあると、ご購入には充分ご注意ください。
- 弊社は、いかなる場合も旅行の実施はいたしません。
- 弊社が募集型企画旅行契約により旅行を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについてはパンフレット表紙に記述している発着空港(出発)先から、当該空港に帰着(解散)するまでと見なします。海外発着のものについては、日程表でご案内した海外での集合場所にて集合してから、海外での解散場所までと見なします。
- 日本国内の空港から、本項(4)の発着空港までの区間を別途手配した場合は、特に記載のない限りは募集型企画旅行契約の範囲に含まれません。
- 弊社が募集型企画旅行に参加したお客様は、航空会社との提携により、航空会社のマイルサービスを受けられる場合があります。同サービスに関するお問い合わせは、登録されたお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更により第19項(1)の第23項(1)の責任を負いません。
- 弊社所定の申込み書に「お客様(ローマ字氏名)を記入する際」は、ご旅行に使用するパスポートに記載されている通りご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行・入国関係する機関への氏名訂正が必要になります。この場合、弊社に訂正を要する手数料として、11,000円(消費税込)及び訂正に関わる費用をいただきます。尚、運送・宿泊機関の事情により、氏名訂正が認められず、旅行契約を解除した(場合)もあります。この場合には第15項の弊社の取消料を支払っていただきます。(2024.5.1)

より安心してご旅行いただくためにも、ご旅行中の病氣や事故・盗難などに備えて、海外旅行保険に必ずご加入されることをおすすめします。

弊社は、一般社団法人日本旅行業協会のポンド保証会員になっております。弊社旅行契約を締結したお客様が、同協会から弁済を受けることになった場合、また法定の弁済業務保証金制度により弁済を受け、不足する場合はポンド保証制度により一定の限度額(弊社が預託している保証金等の額)に達するまで弁済を受けることができます。